防運情第１３０９号
２５．　２．　５
一部改正　防運情第１４９０２号
２６．１０．　８
一部改正　防官文(事)第１８号
２７．１０．　１
一部改正　防整情(事)第１６５号
２８．３．３１
一部改正　防整情(事)第２２８号
令和５年６月２８日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
（公印省略）

サイバー政策検討委員会設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、これにより実施されたい。
なお、防運情第６５３５号（２４．５．１４）は、廃止する。

添付書類：別紙

別紙

サイバー政策検討委員会設置要綱

（設置）

第１　防衛省・自衛隊におけるサイバー政策について総合的に検討し、及びその実施を図るため、防衛省にサイバー政策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成等）

第２　委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委　員　長：防衛副大臣
(2) 委員長代理：防衛大臣の指名する防衛大臣政務官
(3) 副 委 員 長：事務次官
(4) 委　　員：防衛審議官
大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
人事教育局長
サイバーセキュリティ・情報化審議官
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官

２　委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせ、又はその者に資料の提出を求めることができる。

（運営）

第３　委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

２　委員長代理は、委員長を助け、委員長が不在の場合、その職務を代行する。

３　副委員長は、委員長を助け、会務を整理する。

（検討グループの設置及び構成）

第４　委員会の下に、委員会を補佐し、細部の検討を行うため、政策・編成グループ、情報通信グループ、人的基盤グループ及び防衛産業・調達グル

ープ（以下「各検討グループ」という。）を置く。

２　政策・編成グループは主としてサイバー攻撃等への対処に関する方針等の政策的取組並びにサイバー攻撃等への対処に関する自衛隊の部隊等の組織及び編成について、情報通信グループは主としてサイバー攻撃等への対処に係る事業について、人的基盤グループは主としてサイバー攻撃等への対処を担う人材の育成及び確保について、防衛産業・調達グループは主としてサイバー攻撃等への対処に係る防衛産業との協力及びサプライチェーンリスクへの対応についてそれぞれ検討するものとする。

３　政策・編成グループ長及び情報通信グループ長については整備計画局サイバー整備課長を、人的基盤グループ長については整備計画局サイバー整備課長及び人事教育局人事計画・補任課長を、防衛産業・調達グループ長については整備計画局サイバー整備課長及び防衛装備庁装備政策部装備政策課長をそれぞれ充てる。

４　各検討グループの構成は、政策・編成グループ長、情報通信グループ長、人的基盤グループ長及び防衛産業・調達グループ長（以下「各検討グループ長」という。）がそれぞれ定める。

（各検討グループの運営）

第５　各検討グループ長は、各検討グループにおける検討のため必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席、意見の開陳、資料の提出その他の検討に必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、整備計画局サイバー整備課長において処理する。

２　政策・編成グループ、情報通信グループ、人的基盤グループ及び防衛産業・調達グループの庶務は、整備計画局サイバー整備課長においてそれぞれ処理する。

（委任規定）

第７　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、各検討グループの運営に関し必要な事項は各検討グループ長が定める。